



# あおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）2019-01

追加型投信 / 内外 / 資産複合

愛称 **ぜんぞう** 1901

## 臨時レポート ～安定的な債券運用への切り替えについて～

あおぞら・新グローバル分散ファンド（限定追加型）2019-01（愛称：ぜんぞう1901）の基準価額は、2021年3月8日に11,500円を上回りました。今後は本ファンドの運用方針に基づき、一定期間内で株式の実質的な組入比率を引き下げ、債券並びに短期金融商品等に投資する運用に切り替えます。

※基準価額が11,500円に到達した後も運用は信託期間終了日まで継続されるため、基準価額は変動します。基準価額が11,500円に到達しての償還、買取をお約束するものではありません。

### ◆設定来の基準価額の推移（2019年1月31日(設定日)～2021年3月8日）



※上記の基準価額の推移は、設定日前日2019年1月30日を10,000円として計算しています。

※基準価額の推移は、本ファンドの信託報酬控除後の価額です。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

2021年3月8日

基準価額

11,524円

### ◆分配金の推移 （1万口当たり、税引前）

| 期間       | ファンド |
|----------|------|
| 2019年12月 | 0円   |
| 2020年12月 | 0円   |
| 2021年12月 |      |
| 2022年12月 |      |
| 設定来      | 0円   |

※収益分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

※本ファンドは中長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本とします。また、分配を行わないこともあります。

### ◆先進国債券に投資する組入れファンドの運用状況（2020年12月末時点）

～先進国債券：ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・ショート・フィクスト・インカム・ファンド～

#### 利回り・特性値

|         |        |
|---------|--------|
| 最終利回り   | -0.05% |
| 平均クーポン  | 0.79%  |
| 平均残存期間  | 0.94年  |
| デュレーション | 0.96年  |
| 平均格付    | AA     |

※平均格付とは、基準日時点での保有債券に係る信用格付を加重平均したものであり、組入れファンドに係る信用格付ではありません。

#### 種別構成比

| 債券種別     | 比率    |
|----------|-------|
| 国債/政府機関債 | 56.8% |
| 社債       | 33.0% |
| その他      | 10.2% |

#### 発行通貨別構成比

| 通貨     | 比率     |
|--------|--------|
| ユーロ    | 42.4%  |
| 英ポンド   | 17.6%  |
| カナダ・ドル | 15.3%  |
| その他    | 24.7%  |
| 合計     | 100.0% |

※債券の発行通貨別の構成比であり、為替変動への感応度を表したものではありません。組入れファンドは為替ヘッジを行っております。

#### 格付構成比

| 格付  | 比率    |
|-----|-------|
| AAA | 33.4% |
| AA  | 61.5% |
| その他 | 5.1%  |

※格付構成は投資顧問会社が定義した分類によるものです。

#### 国別構成比

| 国       | 比率     |
|---------|--------|
| カナダ     | 24.9%  |
| フランス    | 13.5%  |
| 国際機関    | 13.0%  |
| オーストラリア | 7.9%   |
| ドイツ     | 7.7%   |
| オランダ    | 5.3%   |
| その他     | 27.6%  |
| 合計      | 100.0% |

※国は組入銘柄の発行体の所在国を示しています。

（投資顧問会社による定義）

銘柄数 253

出所：ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズからの情報を基に委託会社が作成したものです。

※比率は、保有債券の時価総額に対する割合です。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

P3の「投資リスク」およびP4の「本資料のご利用にあたってのご留意事項」を必ずご確認ください。

## ファンドの特色

### 1. 世界の株式・債券に分散投資

投資信託証券を通じて日本を含む世界の株式（新興国の株式を含みます。）および債券に広く分散投資を行うことで、インカムゲインの獲得と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

#### 【組入れファンド】

|       |                                                 |
|-------|-------------------------------------------------|
| 先進国株式 | ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・コア・エクイティ・ファンド        |
| 新興国株式 | ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー エマージング・マーケット・バリュー・ファンド     |
| 先進国債券 | ディメンショナル・ファンズ・ピーエルシー グローバル・ショート・フィクスト・インカム・ファンド |

※組入れファンドにおいて、先進国債券への投資については対円で為替ヘッジを行いますが、株式への投資については為替ヘッジを行いません。

※本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

### 2. 株式の組入比率を段階的に引き上げ\*

株式の実質的な組入比率を計画的に段階的に引き上げることで、買付時期の分散を図ります。

※株式漸増（ぜんぞう）期間は終了しました。

### 3. 基準価額が一定水準達成後は安定的な債券運用に切り替え\*

基準価額が11,500円以上となった場合には、一定期間内で株式の実質的な組入比率を引き下げ、債券ならびに短期金融商品等に投資する運用に切り替えることを基本とします。

※基準価額が11,500円に到達した後も運用は信託期間終了日まで継続されるため、基準価額は変動します。基準価額が11,500円に到達しての償還、買取をお約束するものではありません。

※基準価額が11,500円に到達したため、今後は概ね債券100%の組入比率を維持します。

### 4. 学術的研究に基づく運用

組入れファンドの運用は、学術的研究に基づく運用を実践する「ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド」が行います。

\*委託会社が組入れファンドの比率を変更することにより行います。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

## 委託会社その他関係法人の概要について

●あおぞら投信株式会社（委託会社）：信託財産の運用の指図等を行います。  
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2771号 加入協会：一般社団法人投資信託協会  
 電話：03-6752-1051（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）  
 ホームページ・アドレス：http://www.aozora-im.co.jp/

●三井住友信託銀行株式会社（受託会社）：信託財産の保管・管理等を行います。

●販売会社：巻末の「取扱販売会社一覧」をご参照ください。

「投資リスク」および「本資料のご利用にあたってのご留意事項」を必ずご確認ください。

## 投資リスク

### <基準価額の変動要因>

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので、基準価額は変動します。また、為替の変動による影響を受けます。したがって、**投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**本ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家の皆さまに帰属します。

### <主な変動要因>

|                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | <p><b>株価変動リスク</b></p> <p>本ファンドは実質的に株式に投資を行いますので、株価変動リスクを伴います。一般に株式市場が下落した場合には、本ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は下落し、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、本ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。なお、本ファンドは一部新興国の株式に投資を行いますが、新興国の株価変動は先進国以上に大きいものになることが予想されます。</p>                                                                                                                                                                           |
|   | <p><b>為替変動リスク</b></p> <p>本ファンドの実質的な主要投資対象は外貨建資産であり、一般に為替変動リスクを伴います。本ファンドの株式部分については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。本ファンドの債券部分については、投資対象ファンドにおいて為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、投資対象資産および投資対象資産から生じる収益の全てを完全にヘッジできるとは限りません。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります（ヘッジ・コストとは、ヘッジ対象通貨の金利と円金利の差に相当し、円金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）。</p>                                                                                                         |
|  | <p><b>債券価格変動リスク</b></p> <p>本ファンドは実質的に債券に投資を行いますので、債券価格変動リスクを伴います。一般に債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行（デフォルト）等の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付で表されますが、格付が低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券の価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合（格下げ等）も債券価格の下落要因となります。一般に、債券価格の変動幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。</p> |
|  | <p><b>カントリー・リスク</b></p> <p>本ファンドの株式部分において、一部新興国の株式に投資を行いますので、カントリー・リスクを伴います。新興国市場への投資には、先進国市場への投資と比較して、社会・政治・経済の不確実性、市場規模が小さい故の低い流動性、通貨規制および資本規制、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートや現地通貨交換に要するコストの大きな変動、外国への送金規制等の影響を受けて、本ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。</p>                                                                                                                                                                                   |

※上記は基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、上記に限定されるものではありません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

「投資リスク」および「本資料のご利用にあたってのご留意事項」を必ずご確認ください。

## お申込みメモ

詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」および目論見書補完書面をご覧ください。

**購入のお申込み期間は終了しております。**

|         |                                                                                                                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 換金価額    | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                   |
| 換金代金    | 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。                                                                                                   |
| 換金申込不可日 | アイルランド証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日                                                                                                     |
| 信託期間    | 2023年12月11日まで(設定日:2019年1月31日)<br>※委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。                                                                  |
| 繰上償還    | 受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。                                                                                                          |
| 決算日     | 毎年12月10日（ただし、休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                           |
| 収益分配    | 年1回（12月10日）の決算時に原則として収益の分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。<br>※本ファンドは中長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本とします。                                           |
| 課税関係    | 課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除の適用はありません。原則、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益（法人の場合は個別元本超過額）が課税の対象となります。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                   |
|---------|---------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に、 <b>税込2.7%を上限</b> として販売会社毎に定める率を乗じて得た額とします。 |
| 信託財産留保額 | なし                                                |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | 本ファンドの運用管理費用（信託報酬）：純資産総額に対して                                                                                                                                                                                                                                         | 年率1.1%（税抜1.0%）                                                                                                                                                                                                                           |
|                  | 投資対象とする投資信託証券の運用報酬：資産総額に対して                                                                                                                                                                                                                                          | 最大で年率0.265%程度 <sup>*1</sup>                                                                                                                                                                                                              |
|                  | <b>実質的な負担：純資産総額に対して</b>                                                                                                                                                                                                                                              | <b>年率1.365%（税込）程度<sup>*2</sup></b>                                                                                                                                                                                                       |
|                  | <sup>*1</sup> 投資対象とする投資信託証券を、投資方針に基づき組入れた場合の最大値を委託会社が算出したものです。<br><sup>*2</sup> 本ファンドの信託報酬に本ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬を合わせた、投資者が実質的に負担する信託報酬です。<br>※運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。<br>※上記 <sup>*1</sup> および <sup>*2</sup> は2020年7月1日現在適用の料率です。 |                                                                                                                                                                                                                                          |
| その他の費用・手数料       | 信託事務の諸費用                                                                                                                                                                                                                                                             | 監査費用、印刷費用等、計理業務およびこれに付随する業務に係る費用等、信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.2%を上限として日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。また、投資対象とする投資信託証券において管理報酬等が別途加算されますが、当該投資信託証券の資産規模ならびに運用状況等に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する当該管理報酬等の率および総額は事前に表示することができません。 |
|                  | 売買委託手数料等                                                                                                                                                                                                                                                             | 有価証券売買時の売買委託手数料、借入金・立替金の利息、ファンドに関する租税等がファンドから支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。                                                                                                                                    |

※上記手数料等の合計額については、ファンドの保有期間に応じて異なりますので、表示することができません。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更される場合があります。

### <本資料のご利用にあたってのご留意事項>

■本資料はファンドの運用状況に関する情報提供を目的にあおぞら投信株式会社（以下、「当社」ということがあります。）が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みに当たっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）等をお渡しいたしますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。■投資信託は値動きのある有価証券等（外国証券には為替リスクもあります。）に投資するため、基準価額は変動します。したがって、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。■本資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。■本資料に記載された市況や見通し、数値、図表、意見等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来の動向や結果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来予告なしに変更する場合もあります。■投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。また、証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。■投資信託は金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。

「投資リスク」および「本資料のご利用にあたってのご留意事項」を必ずご確認ください。



## 取扱販売会社一覧

※販売会社は本ファンドの販売業務等を行います。  
 ※投資信託説明書（交付目論見書）は、下記の販売会社で入手することができます。  
 ※販売会社は、今後変更となる場合があります。

| 金融商品取引業者等の名称 | 登録番号     | 加入協会            |                         |                                |                         |
|--------------|----------|-----------------|-------------------------|--------------------------------|-------------------------|
|              |          | 日本証券業協会         | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種<br>金融商品<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 |
| 株式会社あおぞら銀行   | 登録金融機関   | 関東財務局長（登金）第8号   | ○                       | ○                              |                         |
| 株式会社SBI証券    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第44号  | ○                       | ○                              | ○                       |
| 株式会社京都銀行     | 登録金融機関   | 近畿財務局長（登金）第10号  | ○                       | ○                              |                         |
| 株式会社きらやか銀行   | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第15号  | ○                       |                                |                         |
| 株式会社高知銀行     | 登録金融機関   | 四国財務局長（登金）第8号   | ○                       |                                |                         |
| 株式会社荘内銀行     | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第6号   | ○                       |                                |                         |
| 株式会社富山銀行     | 登録金融機関   | 北陸財務局長（登金）第1号   | ○                       |                                |                         |
| 株式会社富山第一銀行   | 登録金融機関   | 北陸財務局長（登金）第7号   | ○                       |                                |                         |
| 株式会社福島銀行     | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第18号  | ○                       |                                |                         |
| 株式会社北都銀行     | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第10号  | ○                       |                                |                         |
| 株式会社北陸銀行     | 登録金融機関   | 北陸財務局長（登金）第3号   | ○                       | ○                              |                         |
| 株式会社宮崎太陽銀行   | 登録金融機関   | 九州財務局長（登金）第10号  | ○                       |                                |                         |
| 株式会社山形銀行     | 登録金融機関   | 東北財務局長（登金）第12号  | ○                       |                                |                         |
| 楽天証券株式会社     | 金融商品取引業者 | 関東財務局長（金商）第195号 | ○                       | ○                              | ○                       |

「投資リスク」および「本資料のご利用にあたってのご留意事項」を必ずご確認ください。